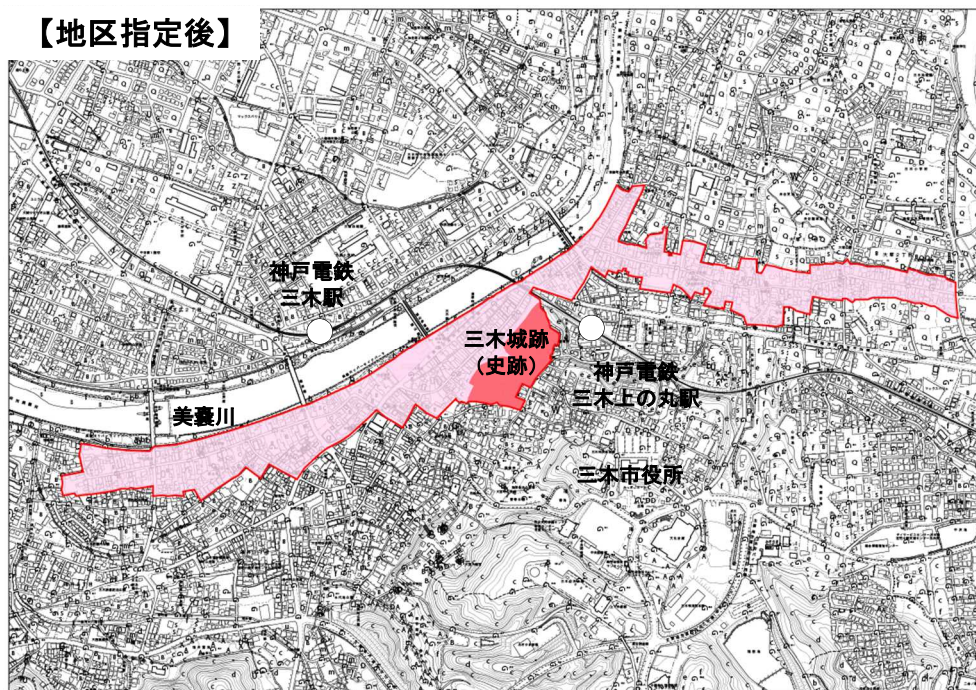
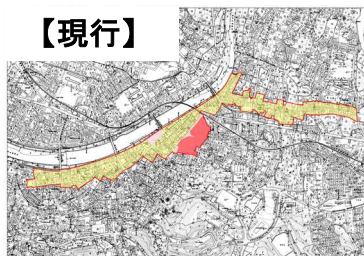


三木市三木城下町地区の歴史的景観形成地区指定（景観条例）に伴う 屋外広告物条例の規制の変更について

兵庫県では、優れた景観を創造または保全する必要がある地区を「景観の形成等に関する条例」（景観条例）に基づき景観形成地区として指定しています。また、指定区域内の良好な景観を維持するため、景観形成地区の区域は屋外広告物条例に基づき、第2種禁止地域等にしていきます（一部の指定地域を除く。）。

このたび、「三木市三木城下町地区」を令和5年1月27日に景観形成地区に指定しました（施行日：同年7月1日）。施行日以降は、指定地区内（第1種禁止地域等に指定されている区域を除く。）の広告物規制が、第2種禁止地域等の規制内容（※）に変更となりますのでお知らせします。

規制内容変更のイメージ



第1種禁止地域等
 第2種禁止地域等
 許可地域等

※ 今回の規制変更により、地区内では、野立広告物の掲出が禁止されるほか、自家用広告物や案内誘導広告物についても規制（表示面積等の基準）が強化されます。

また、景観形成地区内の広告物には、屋外広告物条例の規制以外にも、景観条例に基づく景観形成基準（「掲出物」に係るもの）が適用されます。